

かかりつけ医機能報告制度（G-MISに関することも含む）によくあるお問合せについて

2026/1/16

項番	問い合わせ内容	対応方法
1	報告義務はありますか。	医療法第30条の18の4 第1項により、主に特定機能病院又は歯科診療所を除く全ての病院又は診療所の管理者に報告義務があります。
2	報告しない場合は、罰則はありますか。	医療法第92条により、報告義務のある病院又は診療所の管理者が報告をせず、又は虚偽の報告をした場合であって、京都府からの報告命令若しくは報告内容の是正命令に従わない場合は、30万円以下の過料が課される可能性があります。
3	報告する趣旨・目的は何ですか。	今後、見込まれる複数の慢性疾患、医療と介護の複合ニーズ等を抱える高齢者の増加、生産年齢人口の減少にともなう医療従事者の確保の制約、加えて地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくために、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、地域の医療機関等をはじめとする多職種が機能や専門性に応じて連携し、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要な時に必要な医療を受けられる体制を確保することを目的として制度施行されています。
4	G-MISのアカウント（ユーザ名・ID）がわかりません。	G-MIS事務局（050-3355-8230・helpdesk@gmis.mhlw.go.jp）あてにご連絡ください。
5	G-MISのアカウントが発行されているかはどうすれば確認できますか。	G-MIS事務局（050-3355-8230・helpdesk@gmis.mhlw.go.jp）あてにご連絡ください。
6	G-MISのアカウント（ユーザ名・ID）の申請方法を教えてほしい。	以下の申請フォームから申請をお願いします。アカウント発行までに約1箇月を要するとのことです。厚生労働省から聞いておりますので、お時間に余裕をもって申請をお願いします。 < G - M I S 新規ユーザー登録申請 > G - M I S 新規ユーザー登録申請フォーム https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form
7	G-MISのパスワードがわかりません。	パスワードは病院等で設定いただいているものですので、京都府では把握しておりません。パスワードをお忘れの場合は、G-MISログイン画面から再設定の手続きをお願いします。

8	G-MISのパスワードの再設定の手続をしましたが、認証メールが届きません。	<p>以下をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G-MISに登録しているメールアドレスが使用可能か ・申請に使用したメールアドレスが間違っていないか ・お使いのメールソフトの受信ボックスの容量が上限に達していないか ・お使いのメールソフトの迷惑メールフォルダに入っていないか ・お使いのメールプロバイダで受信可能なドメインに制限をしていないか <p>※認証メールの送信元メールアドレスは <info@g-mis.net>です。</p>
9	「報告する権限がありません。」と表示され、報告できません。	<p>G-MISアカウントに報告権限を付与する手続を行なう必要があります。</p> <p>報告権限を付与する手続として、以下申請フォームからG-MIS新規ユーザ登録申請をお願いいたします。</p> <p>なお、厚生労働省に確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告権限が付与されるまで約1箇月を要する。 ・報告権限が付与された場合でも都道府県又は病院等には特に連絡を行わない <p>と回答を得ておりますので、申請日から約1箇月後にG-MISで入力ができるることを確認の上、報告していただきますようお願いいたします。</p> <p>(IDとパスはそのままお使いいただけます)</p> <p>また、インターネットによる報告が難しい場合には、京都府健康福祉部医療課（075-414-4748）にご連絡ください。</p> <p><G-MIS新規ユーザ登録申請> G-MIS新規ユーザー登録申請フォーム https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</p>
10	「定期報告」ボタンを選択しても調査票入力画面に遷移出来ません。	<p>ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。</p> <p>ポップアップブロックを解除いただくなど、ブラウザの設定をご確認ください。</p> <p>また、ブラウザのバージョンが古い場合も表示されない可能性がございます。</p> <p>利用しているブラウザを最新バージョンに更新いただくことをお試し下さい。</p>
11	「機関コード」と「医療機関コード」は別物ですか。	<p>「機関コード」は、G-MISのアカウント申請をいただいた際、情報の紐づけのため、京都府で採番している番号であり、「医療機関コード」とは別物です。</p>

12	1号機能の「基本情報」が昔の情報となっていますが修正できますか。	「医療機能情報提供制度」の定期報告等の情報を反映していますので、「医療機能情報提供制度」の定期報告により情報の修正をお願いします。
13	1号機能の「連絡担当者」のうち「所属」とは何を記載すればよいですか。	主に病院における部署名、課名又は係名が想定されています。 診療所においては、診療所名を入力いただいても構いません。
14	1号機能の「具体的な機能」とは何を指しますか。	概ね普段の診療を行っていただければ具体的な機能を有しているとご理解いただいて構いません。 なお、ガイドライン上は、以下の説明がなされています。 「継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能」
15	1号機能の「報告事項」の院内掲示による公表」とは、「かかりつけ医機能報告制度」の定期報告後に当該報告内容を院内掲示する予定の場合でも「有り」として報告してよいですか。	ご認識のとおりです。
16	1号機能が「無し」の場合は、2号機能の報告は不要で良いですか。	ご認識のとおりです。
17	定期報告の内容を入力していない（若しくは1号機能が「無し」となっている）のに、「各機能の有無」の2号機能の一部若しくは全部が「有り」と表示されていますが、修正できますか。	定期報告開始時に医療機関コードを入力いただいているので、報告期間内における診療報酬の請求状況が自動入力されています。このために、何らかの診療報酬の請求状況がある場合は、自動で「有り」と表示される仕様になっているようです。 1号機能が「無し」の場合は、2号機能の入力は不要となり、1号機能が「有り」の場合は、2号機能を入力いただければ適正な機能状況に反映されるようになります。
18	「かかりつけ医機能報告制度」と「医療機能情報提供制度」で報告する順番はありますか。	法令等で定められた順番はありませんが、両制度には一部重複する報告項目があります。 「かかりつけ医機能報告制度」をご報告いただいた後に「医療機能情報提供制度」の定期報告の入力画面を開いた後、「かかりつけ医機能報告取込」ボタンを押してくださいと当該重複項目が自動反映されますのでご活用ください。

19	インターネットが使用できませんが、どのように報告すればよいですか。	<p>報告用紙を紙で印刷し送付させていただきますので、京都府健康福祉部医療課（075-414-4748）までご連絡ください。</p> <p>なお、紙でのご報告であってもG-MISのアカウントは作成していただく必要がございますので、アカウントを作成されていない場合は以下、申請フォームからご申請ください。</p> <p>< G - M I S 新規ユーザ登録申請 ></p> <p>G - M I S 新規ユーザー登録申請フォーム</p>
----	-----------------------------------	--